

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の従業員の育児・介護休業、子の看護休暇・介護休暇・育児目的休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限及び育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

(会社が講ずる制度)

第2条 この規程により、会社が講ずる制度の名称と内容は次のとおりとする。

- (1) 育児休業…この規程に定めるところにより、1歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。ただし、従業員本人の出産日以後の産前産後休業（労働基準法第65条第1項及び第2項の休業をいう。以下同じ。）の期間を除く。この場合において、出産日の翌日から産後6週間を経過した場合であって、本人の請求によって、8週間を経過する前に産前産後休業を終了した場合であっても、8週間を経過するまでは、産前産後休業の期間とみなすものとする。
- (2) パパ・ママ育休プラス…当該従業員と配偶者がともに前号の育児休業をする場合の特例として、1歳2か月に満たない子を養育するため、最長1年間することができる育児休業をいう。
- (3) 1歳6か月までの育児休業…一定の要件を満たす場合に、育児休業（パパ・ママ育休プラスの場合を含む。）に後続する子が1歳6か月に達するまでの間にする育児休業をいう。
- (4) 2歳までの育児休業…一定の要件を満たす場合に、1歳6か月までの育児休業に後続する子が2歳に達するまでの間にする育児休業をいう。
- (5) 子の出生後8週間以内の育児休業…産後休業をしていない従業員が、次号の産休特例期間内に限定して、最初に行う短期の育児休業をいう。
- (6) 産休特例期間…次の①、②のいずれかの期間をいう。
 - ① 出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間
 - ② 出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間
- (7) 子の看護休暇…負傷し、若しくは疾病にかかった小学校就学の始期に達するまでの子の世話又は疾病の予防を図るための当該子の世話をする従業員の申出により、会社が付与する休暇をいう。

- (8) 育児目的休暇…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に関して、従業員の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（子の看護休暇、介護休暇及び年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。）
 - (9) 介護休業…この規程に定めるところにより、要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
 - (10) 介護休暇…要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をする従業員の申出により、会社が付与する休暇をいう。
 - (11) 所定外労働の制限…3歳に満たない子を養育する従業員又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員の請求により、会社が定める期間、所定労働時間（就業規則に定める会社の労働時間をいう。）を超える労働を免除することをいう。
 - (12) 時間外労働の制限…小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員の請求により、会社が定める期間、36協定にかかわらず、時間外労働（労働基準法第32条で定める法定の労働時間を超える労働をいう。）を1か月について24時間、1年について150時間に制限することをいう。
 - (13) 深夜業の制限…小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員の請求により、会社が定める期間、深夜業を免除することをいう。
 - (14) 育児短時間勤務…3歳に満たない子を養育する従業員であって育児休業をしていないものに対して会社が講ずる所定労働時間の短縮措置をいう。
 - (15) 介護短時間勤務…要介護状態にある対象家族を介護する従業員であって介護休業をしていないものに対して会社が講ずる所定労働時間の短縮措置をいう。
- 2 この規程における定義は、次の各号のとおりとする。
- (1) 子…法律上の親子関係がある実子・養子のほか、次の者を含む。
 - ① 特別養子縁組の監護期間中の子
 - ② 養子縁組里親に委託されている子
 - ③ その他これに準ずるもの
 - (2) 〇歳に満たない…誕生日の前日までをいう。
 - (3) 〇歳に達する日…〇歳の誕生日の前日をいう。なお、雇用保険の育児休業給付金の支給については、その前日（誕生日の前々日）までとする。
 - (4) 支給単位期間…育児休業又は介護休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（育児休業終了日又は介護休業終了日を含む場合は、その育児休業終了日又は介護休業終了日までの期間）をいう。
 - (5) 1歳2か月に達するまで…1歳の誕生日から、誕生日の属する月の2か月後の月における誕生日の応当日の前日までの期間をいう。なお、雇用保険の育児休業給